

事 務 連 絡  
令和4年9月15日

各府省庁ご担当 各位

内閣官房副長官補付  
こども家庭庁設立準備室

「こども」表記の推奨について（依頼）

本年6月に「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」及び「こども基本法（令和4年法律第77号）」が成立・公布され、「こども家庭庁」の来年4月の創設が決まるとともに、こども施策の基本理念が定まりました。

当室では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しており、各府省庁からの文書協議に際しても、「子供」や「子ども」を「こども」とする意見を出させていただいているところです。

行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定するものをいう。）及び法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定するものをいう。）における「こども」表記について、今般、当室において別添のとおり、その判断基準を整理しました。今後は、こども基本法の基本理念を踏まえ、別添の判断基準を参考に、「こども」表記の使用について適切にご判断いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

内閣官房副長官補付

こども家庭庁設立準備室 総括班

岩崎、笹目、鈴木

電 話：(03) 6550-9271

E-mail：[rintaro.iwasaki.n5b@cas.go.jp](mailto:rintaro.iwasaki.n5b@cas.go.jp)

[katsuhiko.sasame.b7z@cas.go.jp](mailto:katsuhiko.sasame.b7z@cas.go.jp)

[yuka.suzuki.e3w@cas.go.jp](mailto:yuka.suzuki.e3w@cas.go.jp)

(別添)

## 「こども」表記の判断基準について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。

これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

### 記

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定))